

宇美町の実情に即した協議が必要な項目について

(1)交付金を本ガイドラインの対象とするかどうかについて

「1 本ガイドラインの位置づけ」において、交付金は本ガイドラインの対象とはしないとしているが、対象とした方が良いとの意見が出されているため。

《当町として該当するもの》

- ・地域コミュニティ交付金

(2)繰越金の考え方について

「(1)補助金の基本的な考え方」の「イ 適格性の確認」の記載に、補助金の使途が適正であるかという視点として「過度な繰越金がないか」とあるが、すべての繰越金がだめなわけではなく、繰越の理由等を踏まえて考え方を整理し、示したほうが良い。」との意見が出されており、繰越の可否についての基本的な考え方をガイドラインに示す必要があるため。

(3)人件費を補助対象経費とする場合の考え方（基準）について

人件費を補助対象経費とする際には、ガイドラインにおいて「団体等の構成員以外の者に対するものや、従事者を雇用することが必要不可欠であると客観的に認められるものに限定することが重要です。」としており、当町の実情に即した場合、この運用で良いかどうかの判断が必要であるため。

(4)食糧費を補助対象経費として認める場合の考え方について

「(3)補助対象経費について」の「ウ 食糧費」について、常識の範囲内であれば団体等の構成員に対する「食糧費」を補助対象経費と認めて良いのではないかと。また、「補助対象経費として認められる食糧費の例」が示されているが、認められないものを例として記載したほうが良い。」との意見が出されており、認められない食糧費についてご協議いただきたいため。

(5)補助対象事業の実施と直接関係ないと考えられる経費について

補助対象事業の実施と直接関係ないと考えられる経費をガイドラインに示しているが、その中に含まれている「総会費」「会議費」については「活動の活性化のために必要な経費である」との意見が出されており、これらを補助対象経費とするかどうかの判断が必要のため。

(6)「5 補助金による成果の検証」から「7 宇美町公共的団体補助金交付要綱と個別の補助金交付要綱について」において、実情に即した協議が必要な項目について

-
-
-